

消防予第 237 号
平成 20 年 9 月 24 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 20 年政令第 300 号）が平成 20 年 9 月 24 日に公布され、消防法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 93 号。以下「改正法」という。）の施行期日が平成 21 年 6 月 1 日と定められました。また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 301 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年総務省令第 105 号。以下「改正規則」という。）が平成 20 年 9 月 24 日に公布され、改正法に併せて施行されることとなりました。

今回の改正は、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の切迫性にかんがみ、大規模事業所における自衛消防組織の設置、防災管理者の選任等を内容とする消防法の一部改正に伴い、自衛消防組織を設置する防火対象物の範囲を定めるほか、防災管理者の資格の細目等所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正法の施行期日

改正法の施行期日を平成 21 年 6 月 1 日と定めたこと。（消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令関係）

第二 自衛消防組織に関する事項

1 自衛消防組織を置かなければならない防火対象物の要件

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の防火対象物のうち、次に掲げるも

のとしたこと。

- (1) 別表第一（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項から（１２）項まで、（１３）項イ、（１５）項及び（１７）項に掲げる防火対象物（以下「自衛消防組織設置対象防火対象物」という。）で、次のアからウのいずれかに該当するもの（改正令による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）第４条の２の４第１号関係）
 - ア 地階を除く階数が１以上の防火対象物で、延べ面積が１万平方メートル以上のもの
 - イ 地階を除く階数が５以上１０以下の防火対象物で、延べ面積が２万平方メートル以上のもの
 - ウ 地階を除く階数が４以下の防火対象物で、延べ面積が５万平方メートル以上のもの
- (2) 別表第一（１６）項に掲げる防火対象物（自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、次のアからウのいずれかに該当するもの（令第４条の２の４第２号関係）
 - ア 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が１階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上のもの
 - イ 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が１０階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が５階以上１０階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が２万平方メートル以上のもの
 - ウ 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が４階以下に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が５万平方メートル以上のもの
- (3) 別表第一（１６の２）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が１，０００平方メートル以上であるもの（令第４条の２の４第３号関係）

2 自衛消防組織を置かなければならない者に関する事項

- (1) 自衛消防組織を置かなければならない者は、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理について権原を有する者としたこと。（令第４条の２の５第１項関係）
- (2) 当該管理について権原を有する者が複数あるときは、共同して自衛消防組織を置くものとしたこと。（令第４条の２の５第２項関係）

3 消防計画における自衛消防組織の業務の定めに関する事項

- (1) ２(1)の権原を有する者は、防火管理者に、防火管理に係る消防計画において、自衛消防組織の業務に関する事項を定めさせなければならないものとしたこと。（令第４条の２の６関係）
- (2) 防火管理者は、防火管理に係る消防計画に自衛消防組織の業務についておおむね次のアからウに掲げる事項を定めなければならないものとしたこと。（改正規

則による改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の10第1項関係）

ア 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。

イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。

ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

(3) 防火対象物の管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、おおむね次のアからエに掲げる事項を防火管理にかかる消防計画に定めなければならないものとしたこと。（規則第4条の2の10第2項関係）

ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。

イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。

ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。

エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

(4) 自衛消防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとしたこと。（規則第4条の2の10第3項関係）

(5) 統括管理者の直近下位の内部組織で、5(1)の業務を分掌するものを統括する者に対する教育については、消防庁長官の定めるところによるものとしたこと。

（規則第4条の2の10第4項関係）

4 自衛消防組織の業務に関する事項

自衛消防組織は、3(1)の定めに従い、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うものとしたこと。（令第4条の2の7関係）

5 自衛消防組織の要員の基準

(1) 自衛消防組織には、統括管理者及び次のアからエに掲げる業務ごとにそれぞれおおむね2人以上の自衛消防要員を置かなければならないものとしたこと。（令第4条の2の8第1項及び規則第4条の2の11関係）

ア 火災の初期段階における初期消火活動に関する業務

イ 情報の収集及び伝達並びに消防用設備の監視等に関する業務

ウ 在館者が避難する際の誘導に関する業務

エ 救出及び救護に関する業務

(2) 統括管理者は自衛消防組織を統括し、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長若しくは法人であって総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者又はその他統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者をもって充てなければならないものとしたこと。（令第4条の2の8第2項及び第3項関係）

(3) 統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、市町村の消防職

員で1年以上管理的又は監督的な職にあった者及び市町村の消防団員で3年以上管理的又は監督的な職にあった者のほか、それらの者に準ずるものとして消防庁長官が定める者としたこと。（規則第4条の2の13関係）

(4) 自衛消防組織に関する講習に係る登録講習機関に関する事項

ア 令第4条の2の8第3項第1号の規定による総務大臣の登録は、講習を行おうとする法人の申請により行うものとしたこと。（規則第4条の2の12第1項関係）

イ アの申請については、現行の防火管理に関する講習を実施する登録講習機関の申請に関する規定（規則第1条の4第2項から第7項まで）を準用するものとしたこと。（規則第4条の2の12第2項関係）

ウ 総務大臣の登録を受けた法人については、現行の防火管理に関する講習を実施する登録講習機関としての登録を受けた法人に関する規定（規則第1条の4第8項から第22項まで）を準用するものとしたこと。（規則第4条の2の12第2項関係）

(5) 自衛消防組織の業務に関する講習

ア 講習は、初めて受ける者に対するもの（自衛消防業務新規講習）及び消防庁長官が定めるところにより行うもの（自衛消防業務再講習）としたこと。（規則第4条の2の14第1項関係）

イ 自衛消防業務新規講習は、おおむね12時間で行うものとしたこと。（規則第4条の2の14第2項関係）

ウ 自衛消防業務再講習は、おおむね6時間で行うものとしたこと。（規則第4条の2の14第3項関係）

エ 自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習の課程を修了した者に規則別記様式第1号の2の2の3の2による修了証を交付するものとしたこと。（規則第4条の2の14第4項関係）

オ 講習の実施に関し必要な事項の細目は消防庁長官が定めるものとしたこと。（規則第4条の2の14第5項関係）

6 自衛消防組織の届出に関する事項

法第8条の2の5第2項の規定による自衛消防組織の設置の届出に係る届出事項は、管理権原者、統括管理者の氏名及び住所並びに防火対象物の所在地、名称、用途、延べ面積等としたこと。（規則第4条の2の15関係）

第三 防災管理に関する事項

1 防災管理を要する災害

(1) 防災管理を要する災害は、地震及び毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害としたこと。（令第45条関係）

(2) (1)の毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因は、「毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1

項に規定する毒性物質をいう。)若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤をいう。)若しくは毒素(同条第2項に規定する毒素をいう。)の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故」としたこと。(規則第51条の3関係)

2 防災管理を要する建築物その他の工作物

防災管理を要する建築物その他の工作物は、第二の1に掲げる防火対象物としたこと。(令第46条関係)

3 防災管理者の資格に関する事項

(1) 防災管理者の資格

防災管理者の資格を有する者は、次のアからエに掲げる者で防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとしたこと。ただし、総務省令で定める防災管理対象物にあつては、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権原が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たす者としたこと。(令第47条第1項関係)

ア 甲種防火管理講習の課程を修了した者又は大学若しくは高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う防災管理に関する講習の課程を修了したもの

イ 大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、さらに1年以上防災管理の実務経験を有するもの

ウ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あつた者

エ 総務省令で定める防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者

(2) (1)エの防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次のアからクに掲げる者としたこと。(規則第51条の5関係)

ア 労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者

イ 法第13条第1項の規定により危険物保安監督者として選任された者で甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

ウ 鉱山保安法第22条第3項に規定する保安管理者として選任された者(保安管理者が選任されない場合における保安統括者を含む。)

エ 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあつた者

オ 警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職にあつた者

- カ 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、1年以上の防火管理の実務経験及び1年以上の防災管理の実務経験を有するもの
- キ 市町村の消防団員で3年以上管理的又は監督的な職にあった者
- ク 上記に準ずるものとして消防庁長官が定める者

(3) 防災管理に関する講習

- ア 防災管理に関する講習は、初めて受ける者に対するもの（防災管理新規講習）及び消防庁長官が定めるところにより行うもの（防災管理再講習）としたこと。（規則第51条の7第1項関係）
- イ 防災管理新規講習は、おおむね5時間とし、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて行う場合には、おおむね14時間で行うものとしたこと。（規則第51条の7第2項及び第3項関係）
- ウ 防災管理再講習はおおむね3時間とし、甲種防火管理再講習と防災管理再講習を併せて行う場合はおおむね4時間で行うものとしたこと。（規則第51条の7第4項及び第5項関係）
- エ 防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した者に規則別記様式第13号による修了証を交付するものとしたこと。（規則第51条の7第6項関係）

(4) 防災管理に関する講習に係る登録講習機関に関する事項

- ア 令第47条第1項第1号の規定による総務大臣の登録は、講習を行おうとする法人の申請により行うものとしたこと。（規則第51条の4第1項関係）
- イ アの申請については、現行の防火管理に関する講習を実施する登録講習機関の申請に関する規定（規則第1条の4第2項から第7項まで）を準用するものとしたこと。（規則第51条の4第2項関係）
- ウ 総務大臣の登録を受けた法人については、現行の防火管理者講習を実施する登録講習機関としての登録を受けた法人に関する規定（規則第1条の4第8項から第22項まで）を準用するものとしたこと。（規則第51条の4第2項関係）

- (5) (1)の総務省令で定める防災管理対象物は、規則第2条の2第1項に掲げる防火対象物で、防災管理者となるべき管理的又は監督的地位にある者が遠隔地に勤務する等の理由で防災管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認めるものとし、その場合における総務省令で定める要件を満たす者は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格に係る規定（規則第2条の2第2項）を準用するものとしたこと。（規則第51条の6関係）

4 防災管理者の責務に関する事項

- (1) 防災管理者は、防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないものとしたこと。（令第48条第1項関係）

(2) 防災管理者は、おおむね次のアからウに掲げる事項について防災管理に係る消防計画を作成し届け出なければならないものとしたこと。（令第48条第2項及び規則第51条の8第1項関係）

ア 防災管理に関する基本的な事項として次の(ア)から(ク)に掲げる事項

- (ア) 自衛消防の組織に関すること。
- (イ) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- (ウ) 収容人員の適正化に関すること。
- (エ) 防災管理上必要な教育に関すること。
- (オ) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること。
- (カ) 関係機関との連絡に関すること。
- (キ) 訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく消防計画の見直しに関すること。
- (ク) (ア)から(キ)に掲げるもののほか、防災管理に関し必要な事項

イ 地震による被害の軽減に関する事項として次の(ア)から(カ)に掲げる事項

- (ア) 地震発生時における建築物等及び建築物等に存する者等の被害の想定及び想定される被害に対する対策に関すること。
- (イ) 建築物等についての地震による被害の軽減のための自主検査に関すること。
- (ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関すること。
- (エ) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止措置に関すること。
- (オ) 地震発生時における通報連絡、救出、救護その他の応急措置に関すること。
- (カ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、地震による被害の軽減に関し必要な事項

ウ 特殊な災害による被害の軽減に関する事項として次の(ア)及び(イ)に掲げる事項

- (ア) 特殊な災害の発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項

(3) (2)以外の消防計画に定める事項については、防火管理に係る消防計画に定める事項に係る規定（規則第3条第2項から第9項まで）を準用するものとしたこと。（第51条の8第2項関係）

(4) 防災管理者は、(2)の消防計画を作成し、これに基づいて避難の訓練を定期的実施しなければならないものとしたこと。（令第48条第2項関係）

(5) (4)の避難訓練は年1回以上実施し、実施する際には消防機関へ通報しなければならないものとしたこと。（規則第51条の8第3項及び第4項関係）

5 防災管理者の選任又は解任の届出に関する事項

防災管理者の選任又は解任の届出については、防火管理者の選任又は解任の届出の規定（規則第4条）を準用し、規則別記様式第15号の届出書によって行うものとしたこと。また、選任の届出にあつては、防災管理者の資格を証する書面を添え

て行わなければならないものとしたこと。（規則第51条の9関係）

6 自衛消防組織に関し防災管理に係る消防計画に定める事項

(1) 管理権原者は、防災管理者に、防火管理に係る消防計画において火災に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項を、防災管理に係る消防計画に火災以外の災害に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項をそれぞれ定めさせなければならないものとしたこと。（令第49条において準用する令第4条の2の6関係）

(2) 防災管理者は、防災管理に係る消防計画に自衛消防組織の業務についておおむね次のアからウに掲げる事項を定めなければならないものとしたこと。（規則第51条の10第1項関係）

ア 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。

イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。

ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

(3) 防火対象物の管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、(2)のアからウに加えて、おおむね次のアからエに掲げる事項を防災管理にかかる消防計画に定めなければならないものとしたこと。（規則第51条の10第2項関係）

ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。

イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。

ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。

エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

7 火災以外の災害時における自衛消防組織の業務等に関する事項

自衛消防組織は6(1)の定めに従い、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務を行うものとしたこと。（令第49条において準用する令第4条の2の7関係）

8 共同防災管理の協議すべき事項

法第36条第1項において準用する法第8条の2第1項の共同防火管理の協議をすべき事項については、現行の共同防火管理の協議すべき事項の規定（規則第4条の2）を準用するものとしたこと。（規則第51条の11関係）

第四 防災管理対象物の点検に関する事項

1 防災管理対象物の点検及びその報告に関する事項

(1) 防災管理対象物の点検を行った結果を防災管理維持台帳に記録し、防災管理者の防災管理再講習の修了証の写し、各種届出書の写し等の関係書類とともに保存するものとしたこと。（規則第51条の12第1項関係）

(2) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検は1年に1回行うものとし、点検の結果についての報告書の様式は消防庁長官が定めるものとしたこと。（規則第51条の12第2項関係）

2 防災管理点検資格者の資格に関する事項

(1) 防災管理点検資格者は、次のアからカに掲げる者で、総務大臣の登録を受けた法人の実施する講習の課程を修了したものとしたこと。（規則第51条の12第3項関係）

ア 防災管理者で、3年以上の実務経験を有する者

イ 防災管理に関する講習の課程を修了した者で、防災管理上必要な業務についての5年以上の実務経験を有する者

ウ 市町村の消防職員で、防災管理に関する業務について1年以上の実務経験を有する者

エ 市町村の消防職員で、5年以上の実務経験を有する者

オ 市町村の消防団員で、8年以上の実務経験を有する者

カ 防火対象物点検資格者で、防火対象物の点検について3年以上の実務の経験を有する者

(2) 防災管理点検に関する講習に係る登録講習機関に関する事項

ア (1)の総務大臣の登録は、講習を行おうとする法人の申請により行うものとしたこと。（規則第51条の13第1項関係）

イ アの申請については、現行の防火管理に関する講習を実施する登録講習機関の申請に関する規定（規則第1条の4第2項から第7項まで）を準用するものとしたこと。（規則第51条の13第2項関係）

ウ 総務大臣の登録を受けた法人については、現行の防火管理に関する講習を実施する登録講習機関としての登録を受けた法人に関する規定（規則第1条の4第8項から第22項まで）を準用するものとしたこと。（規則第51条の13第2項関係）

3 防災管理点検の点検基準に関する事項

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の総務省令で定める基準は次の(1)から(5)に掲げる事項としたこと。（規則第51条の14関係）

(1) 防災管理に係る消防計画、防災管理者の選任（解任）の届出がなされていること。

(2) 自衛消防組織の設置（廃止）の届出がなされていること。

(3) 防災管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

(4) 建築物その他の工作物でその管理について権原が分かれているものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

(5) 避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

4 防災管理点検の表示に関する事項

- (1) 防災管理点検の表示は、次のア及びイに掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。（規則第51条の15において準用する規則第4条の2の7第1項関係）
 - ア 1年に1回以上防災管理点検を行っていること。
 - イ 防災管理点検の基準を満たしていること。
- (2) 防災管理点検の表示については、規則別表第5により行うものとし、建築物その他工作物の見やすい箇所に付するものとしたこと。（規則第51条の15において準用する規則第4条の2の7第2項関係）
- (3) (2)の表示に記載する事項は次のアからウに掲げる事項としたこと。（規則第51条の15において準用する規則第4条の2の7第3項関係）
 - ア 点検を行った日から起算して1年後の年月日
 - イ 管理権原者の氏名（管理権原が分かれている建築物その他工作物にあつては、共同防災管理協議会の代表者の氏名）
 - ウ 点検を行った防災管理点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

5 防災管理点検の特例に関する事項

- (1) 法第36条第1項において準用する法第8項の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準は、消防長又は消防署長の検査において、3の点検基準に適合しているものとしたこと。（規則第51条の16第1項関係）
- (2) 防災管理点検の特例認定の申請、結果の通知及び管理権原者の変更の届出については、防火対象物点検の特例認定の申請、結果の通知及び管理権原者の変更の届出に関する規定（規則第4条の2の8）を準用するものとしたこと。（規則第51条の16第2項関係）

6 防災管理点検の特例認定の表示に関する事項

- (1) 防災管理点検の特例認定の表示については、規則別表第6に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとしたこと。（規則第51条の17関係）
- (2) (1)の表示には次のアからウの事項を記載するものとしたこと。（規則第51条の17関係）
 - ア 防災管理点検の特例認定の効力が失われる日
 - イ 管理権原者の氏名（管理権原が分かれている建築物その他工作物にあつては、共同防災管理協議会の代表者の氏名）
 - ウ 認定を行った消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称

7 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に関する事項

- (1) 防火対象物が、防火対象物点検及び防災管理点検の双方の対象となっている場

合は、次のアからエに掲げる要件を満たしていない場合は、表示を付することができないものとしたこと。（規則第51条の18第1項関係）

ア 1年に1回以上防火対象物点検を行っていること。

イ 防火対象物点検の基準を満たしていること。

ウ 1年に1回以上防災管理点検を行っていること。

エ 防災管理点検の基準を満たしていること。

(2) 防火対象物が、防火対象物点検及び防災管理点検の双方の対象となっている場合の表示は、規則別表第7に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとしたこと。（規則第51条の18第2項関係）

(3) (2)の表示に記載する事項は次のアからウに掲げる事項としたこと。（規則第51条の18第3項関係）

ア 最後に防火対象物点検を行った日から1年間が経過する日又は最後に防災管理点検を行った日から1年間が経過する日のいずれか早い日

イ 管理権原者の氏名（管理権原が分かれている建築物その他工作物にあつては、共同防災管理協議会の代表者及び共同防火管理協議会の代表者の氏名）

ウ 防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

8 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に関する事項

(1) 防火対象物が、防火対象物点検及び防災管理点検の双方の対象となっている場合の特例認定の表示については、規則別表第8に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとしたこと。（規則第51条の19第1項関係）

(2) (1)の表示に関する事項は次のアからウに掲げる事項としたこと。（規則第51条の19第2項関係）

ア 防火対象物点検の特例認定の効力が失われる日又は防災管理点検の特例認定の効力が失われる日のいずれか早い日

イ 管理権原者の氏名（管理権原が分かれている建築物その他工作物にあつては、共同防災管理協議会の代表者及び共同防火管理協議会の代表者の氏名）

ウ 認定を行った消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称

第五 規則別表及び規則別記様式に関する事項

1 次の(1)から(4)の規則別表を追加したこと。

(1) 別表第5（規則第51条の15関係）

(2) 別表第6（規則第51条の17関係）

(3) 別表第7（規則第51条の18関係）

(4) 別表第8（規則第51条の19関係）

2 別記様式第1号（第2条の3関係）の備考を削除したこと。

3 次の(1)から(7)の規則別記様式を追加したこと。

(1) 別記様式第1号2の2の3の2（規則第4条の2の14関係）

(2) 別記様式第1号2の2の3の3（規則第4条の2の15関係）

(3) 別記様式第13号（規則第51条の7関係）

(4) 別記様式第14号（規則第51条の8関係）

(5) 別記様式第15号（規則第51条の9関係）

(6) 別記様式第16号（規則第51条の16関係）

(7) 別記様式第17号（規則第51条の16関係）

第六 施行期日等に関する事項

1 施行期日

改正令、改正規則は、改正法の施行の日（平成21年6月1日）から施行するものとしたこと。ただし、改正規則附則第3条については、公布の日から施行するものとしたこと。（改正令附則第1条及び改正規則附則第1条関係）

2 経過措置

(1) 防災管理点検における特例認定の規定並びに防災管理点検の特例認定の表示及び防火対象物点検の特例認定の表示に係る規定は、施行日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しないものとしたこと。（改正令附則第2条第1項関係）

(2) 改正法の施行の際、現に存する防災管理対象物のうち、防火対象物点検を行った日その他の事項を記載した表示を付しているものについて、防火対象物点検及び防災管理点検のいずれの点検基準にも適合しているときのみ当該表示を付することができるという規定は、最初の防災管理点検の結果が判明した日又は当該点検を行わせなければならない日が経過した日のいずれか早い日までの間は、適用しないものとしたこと。（改正令附則第2条第2項関係）

(3) 自衛消防組織の業務に関する講習及び防災管理に関する講習について、施行日前にその課程を修了したものであって、消防庁長官が定めるものは、それぞれ第25(2)及び第33(1)アの講習とみなすものとしたこと。（改正令附則第3条関係）

(4) 防災管理点検に関する講習について、施行日前にその課程を修了したものであって、消防庁長官が定めるものは、第42(1)の講習とみなすものとしたこと。（改正規則附則第2条関係）

(5) 施行日前においても、自衛消防組織の業務に関する講習、防災管理に関する講習及び防災管理点検に関する講習に係る総務大臣の登録を受けようとする法人は、申請をすることができるものとしたこと。（改正規則附則第3条第1項関係）

(6) 施行日前においても、総務大臣は(5)の申請があったときは、登録をすることが

できるものとしたこと。（改正規則附則第3条第2項関係）

(7) (6)の登録を受けた法人が、自衛消防組織の業務に関する講習、防災管理に関する講習及び防災管理点検に関する講習を行った場合には、それぞれ別記様式第1号の2の2の3の2及び別記様式第13号の例による修了証並びに防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を習得したことを証する書類を交付することができるものとしたこと。この場合において、当該修了証及び書類は、施行日において、それぞれ別記様式第1号の2の2の3の2及び別記様式第13号の修了証及び規則第51条の12第3項に規定する免状とみなすものとしたこと。（改正規則附則第3条第3項関係）

第七 その他

今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

政令第三百号

消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

政令第三百一号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の五第一項及び第三十六条第一項並びに同項において準用する同法第八条第一項及び第八条の二の二第一項並びに消防法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十三号）附則第二条の規定に基づき、並びに消防法を実施するため、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条―第五十条」に改める。

第三条第一項第一号口中「、短期大学」を削る。

第四条第三項中「消防計画」を「防火管理に係る消防計画」に改める。

第四条の二の三の次に次の五条を加える。

（自衛消防組織の設置を要する防火対象物）

第四条の二の四 法第八条の二の五第一項の政令で定める防火対象物は、法第八条第一項の防火対象物のうち、次に掲げるものとする。

一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項から(七)項まで、(八)項イ、(九)項及び(十)項に掲げる防火対象物
(以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。)で、次のいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が十一以上の防火対象物で、延べ面積が一万平方メートル以上のもの

ロ 地階を除く階数が五以上十以下の防火対象物で、延べ面積が二万平方メートル以上のもの

ハ 地階を除く階数が四以下の防火対象物で、延べ面積が五万平方メートル以上のもの

二 別表第一(六)項に掲げる防火対象物（自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、次のいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が十一以上の防火対象物で、次に掲げるもの

(1) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が十一階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの

(2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が十階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が五階以上十階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上のもの

(3) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が四階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のもの

ロ 地階を除く階数が五以上十以下の防火対象物で、次に掲げるもの

(1) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が五階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上のもの

(2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が四階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のもの

ハ 地階を除く階数が四以下の防火対象物で、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のもの

三 別表第一[六][三]項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
(自衛消防組織を置かなければならない者)

第四条の二の五 法第八条の二の五第一項の自衛消防組織（以下「自衛消防組織」という。）は、前条の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛

消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理についての権原を有する者に限る。)が置くものとする。

2 前項の場合において、当該権原を有する者が複数あるときは、共同して自衛消防組織を置くものとする。

(消防計画における自衛消防組織の業務の定め)

第四条の二の六 前条第一項の権原を有する者は、その者が定めた防火管理者に、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画において、自衛消防組織の業務に関する事項を定めさせなければならない。

(自衛消防組織の業務)

第四条の二の七 自衛消防組織は、前条の自衛消防組織の業務に関する事項の定めに従い、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。

(自衛消防組織の要員の基準)

第四条の二の八 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとに総務省令

で定める員数以上の自衛消防要員を置かなければならない。

2 統括管理者は、自衛消防組織を統括する。

3 統括管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者をもつて充てなければならない。

一 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところ

により総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者

二 前号に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

4 前項第一号に規定する講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第六章中第四十五条を第五十条とし、同条の前に次の五条を加える。

(防災管理を要する災害)

第四十五条 法第三十六条第一項の火災以外の災害で政令で定めるもの及び同項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項の火災以外の災害で政令で定めるものは、次に掲げる災害とする。

一 地震

二 毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害

(防災管理を要する建築物その他の工作物)

第四十六条 法第三十六条第一項の政令で定める建築物その他の工作物は、第四条の二の四の防火対象物とする。

(防災管理者の資格)

第四十七条 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、前条の防火対象物（以下この条及び次条において「防災管理対象物」という。）において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの（総務省令で定める防災管理対象物にあつては、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たすもの）とする。

一 第三条第一項第一号イ又はロに掲げる者で、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う防災管理対象物の防災管理に関する講習の課程を修了したものの

二 第三条第一項第一号口に掲げる者で、一年以上防災管理の実務経験を有するもの

三 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者

四 前三号に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

2 前項第一号に規定する講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(防災管理者の責務)

第四十八条 防災管理者は、防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、防災管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

(火災以外の災害時における自衛消防組織の業務等)

第四十九条 自衛消防組織に法第三十六条第六項の規定の適用がある場合における第四条の二の六及び第四条の二の七の規定の適用については、第四条の二の六中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、

において、」とあるのは「において火災に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項を、防災管理に係る消防計画において火災以外の災害に対応するための」と、第四条の二の七中「火災の被害」とあるのは「火災その他の災害の被害」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、消防法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十三号。以下「改正法」という。）

の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）第四十七条第一項に規定する防災管理対象物については、改正法による改正後の消防法（以下「新法」という。）第三十六条第一項において準用する新法第八条の二の三第一項の規定及び新法第三十六条第四項の規定は、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

2 改正法の施行の際、現に存する新令第四十七条第一項に規定する防災管理対象物のうち、新法第八条の

二の二第二項の規定により同項の表示が付されているものについては、新法第三十六条第三項の規定は、施行日以後同条第一項において準用する新法第八条の二の二第一項の規定による最初の点検の結果が判明した日又は同項の規定により当該点検を行わせなければならない期日が経過した日のいずれか早い日まで
の間は、適用しない。

第三条 施行日前にその課程を修了した講習であつて、新令第四条の二の八第三項第一号又は第四十七条第一項第一号に規定する講習に相当するものとして消防庁長官が定めるものは、それぞれ新令第四条の二の八第三項第一号又は第四十七条第一号に規定する講習とみなす。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百一号）新旧対照表
 ○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 火災の予防（第一条―第五条の九）</p> <p>第二章 消防用設備等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第三章 消防設備士（第三十六条の二―第三十六条の八）</p> <p>第四章 消防の用に供する機械器具等の検定等（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第四章の二 登録検定機関（第四十一条の二・第四十一条の三）</p> <p>第五章 救急業務（第四十二条―第四十四条の二）</p> <p>第六章 雑則（第四十五条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（防火管理者の資格）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができるとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 火災の予防（第一条―第五条の九）</p> <p>第二章 消防用設備等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第三章 消防設備士（第三十六条の二―第三十六条の八）</p> <p>第四章 消防の用に供する機械器具等の検定等（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第四章の二 登録検定機関（第四十一条の二・第四十一条の三）</p> <p>第五章 救急業務（第四十二条―第四十四条の二）</p> <p>第六章 雑則（第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（防火管理者の資格）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができるとする。</p>

一 第一条の二第三項に規定する防火対象物で、次号に規定する防火対象物以外のもの（以下この条において「甲種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学

又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 3 4 (略)

(防火管理者の責務)

第四条 (略)

2 (略)

3 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

(避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物)

第四条の二の三 (略)

一 第一条の二第三項に規定する防火対象物で、次号に規定する防火対象物以外のもの（以下この条において「甲種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、

短期大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 3 4 (略)

(防火管理者の責務)

第四条 (略)

2 (略)

3 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

(避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物)

第四条の二の三 (略)

(自衛消防組織の設置を要する防火対象物)

第四条の二の四 法第八条の二の五第一項の政令で定める防火対象物は、法第八条第一項の防火対象物のうち、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項から(七)項まで、(七)項イ、(七)項及び(七)項に掲げる防火対象物(以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。)で、次のいずれかに該当するもの
イ 地階を除く階数が十一以上の防火対象物で、延べ面積が一万平方メートル以上のもの
ロ 地階を除く階数が五以上十以下の防火対象物で、延べ面積が二万平方メートル以上のもの
ハ 地階を除く階数が四以下の防火対象物で、延べ面積が五万平方メートル以上のもの
- 二 別表第一(七)項に掲げる防火対象物(自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、次のいずれかに該当するもの
イ 地階を除く階数が十一以上の防火対象物で、次に掲げるものの
 (1) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が十一階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの
 (2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全

部が十階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が五階以上十階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上のもの

(3) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が四階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のもの

ロ 地階を除く階数が五以上十以下の防火対象物で、次に掲げるもの

(1) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が五階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上のもの

(2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が四階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のもの

ハ 地階を除く階数が四以下の防火対象物で、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のもの

三 別表第一(六)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

(自衛消防組織を置かなければならない者)

第四条の二の五 法第八条の二の五第一項の自衛消防組織（以下「

「自衛消防組織」という。）は、前条の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理についての権原を有する者に限る。）が置くものとする。

2 前項の場合において、当該権原を有する者が複数あるときは、共同して自衛消防組織を置くものとする。

（消防計画における自衛消防組織の業務の定め）

第四条の二の六 前条第一項の権原を有する者は、その者が定めた防火管理者に、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画において、自衛消防組織の業務に関する事項を定めさせなければならない。

（自衛消防組織の業務）

第四条の二の七 自衛消防組織は、前条の自衛消防組織の業務に関する事項の定めに従い、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。

（自衛消防組織の要員の基準）

第四条の二の八 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとに総務省令で定める員数以上の自衛

消防要員を置かなければならない。

2 統括管理者は、自衛消防組織を統括する。

3 統括管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者をもつて充てなければならぬ。

一 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者

二 前号に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

4 前項第一号に規定する講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四十四条の二 (略)

第六章 雑則

(防災管理を要する災害)

第四十五条 法第三十六条第一項の火災以外の災害で政令で定めるもの及び同項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項の火災以外の災害で政令で定めるものは、次に掲げる災害とす

第四十四条の二 (略)

第六章 雑則

る。

一 地震

二 毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる
特殊な災害

(防災管理を要する建築物その他の工作物)

第四十六条 法第三十六条第一項の政令で定める建築物その他の工作物は、第四条の二の四の防火対象物とする。

(防災管理者の資格)

第四十七条 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、前条の防火対象物（以下この条及び次条において「防災管理対象物」という。）において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの（総務省令で定める防災管理対象物にあつては、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他の総務省令で定める要件を満たすもの）とする。

一 第三条第一項第一号イ又はロに掲げる者で、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う防災管理対象物の防災管理に関する講習の課程を修了したも

の

二 第三条第一項第一号ロに掲げる者で、一年以上防災管理の実務経験を有するもの

三 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者

四 前三号に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

2 前項第一号に規定する講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(防災管理者の責務)

第四十八条 防災管理者は、防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、防災管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて避難の訓練を定期的に行なわなければならない。

(火災以外の災害時における自衛消防組織の業務等)

第四十九条 自衛消防組織に法第三十六条第六項の規定の適用がある場合における第四条の二の六及び第四条の二の七の規定の適用

については、第四条の二の六中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「において、」とあるのは「において火災に対応するため、自衛消防組織の業務に関する事項を、防災管理に係る消防計画において火災以外の災害に対応するための」と、第四条の二の七中「火災の被害」とあるのは「火災その他の災害の被害」とする。

(災害対策基本法施行令の準用)

第五十条 (略)

(災害対策基本法施行令の準用)

第四十五条 (略)

○総務省令第百五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第五項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第八条の二第四項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第八条の二の五第四項及び第十七条の四第三項において準用する同法第五条第三項並びに同法第八条の二第一項、第八条の二の五第二項並びに第三十六条第三項及び第四項並びに同条第一項において準用する同法第八条の二第一項、第八条の二の二第一項及び第二項並びに第八条の二の三第一項第三号、第二項、第三項、第五項及び第七項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第一項第一号イ及びニ、第四条第三項、第四条の二の六、第四条の二の八第一項及び第三項、第三十三条、第四十五条第二号、第四十七条及び第四十八条第二項並びに第四十九条において準用する同令第四条の二の六の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月二十四日

総務大臣 増田 寛也

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条の三―第五十二条」に改める。

第一条中「第八条第五項」を「第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に
、「第八条の二第四項」を「第八条の二第四項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）」、法
第八条の二の五第四項」に、「第十七条の四第二項」を「第十七条の四第三項」に改める。

第一条の四見出し中「登録講習機関」を「防火管理に関する講習に係る登録講習機関」に改める。

第二条第三号中「に規定する」を「の規定により」に、「選任された者」を「選任された者（同項後段の
場合にあつては、同条第一項の規定により保安統括者として選任された者）」に改める。

第二条の三第二項第四号中「訓練」の下に「その他防火管理上必要な訓練」を加え、同項第五号中「防火
上」を「防火管理上」に改める。

第三条見出し及び同条第一項中「消防計画」を「防火管理に係る消防計画」に改め、同項第一号ト中「防
火上」を「防火管理上」に改め、同号チ中「訓練」の下に「その他防火管理上必要な訓練」を加え、同条中
第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第四条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「及び第四条の二の九第二項第二号」を「、第四条の二の九第二項第二号、第五十一条の十八第三項第二号及び第五十一条の十九第二項第二号」に改め、同項第四号中「訓練」の下に「その他防火管理上必要な訓練」を加える。

第四条の二の四第二項第一号の二中「及び法第八条の二第二項」を「並びに法第八条の二第二項及び法第八条の二の五第二項」に改め、同項第八号中「消防計画」を「防火管理に係る消防計画」に改め、同号へ中「防火上」を「防火管理上」に改め、同号ト中「訓練」の下に「その他防火管理上必要な訓練」を加え、同条第四項中「防火対象物点検資格者（次条第二項において）」を「防火対象物点検資格者（以下）」に改める。

第四条の二の五見出し中「登録講習機関」を「防火対象物の点検に関する講習に係る登録講習機関」に改める。

第四条の二の六第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 令第四条の二の四に規定する防火対象物にあつては、法第八条の二の五第二項の届出がされてい
ること。

第四条の二の六第一項第二号中「法第八条第一項に規定する」を「防火管理に係る」に改め、同項第六号

中「第九条の二第一項」を「第九条の三第一項」に改める。

第四条の二の七第一項第二号中「規定する基準」を「掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）」に改める。

第四条の二の九の次に次の六条を加える。

（消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項）

第四条の二の十 令第四条の二の四の防火対象物に係る防火管理者は、令第四条の二の六の規定により、自衛消防組織の業務に関し、おおむね次の各号に掲げる事項について、防火管理に係る消防計画に定めなければならない。

一 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。

二 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。

三 その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

2 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権

原を有する者（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物（同条第一号に規定する自衛消防組織設置防火対象物をいう。以下同じ。）の用途に供される部分について権原を有する者に限る。）が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、当該防火対象物に係る防火管理者は、前項に掲げる事項に加えて、おおむね次の各号に掲げる事項について、防火管理に係る消防計画に定めなければならぬ。

一 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。

二 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。

三 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。

四 その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

3 自衛消防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

4 第一項第二号に掲げる自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の

内部組織で次条各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

（自衛消防組織の要員の員数等）

第四条の二の十一 自衛消防組織には、次の各号に定める業務について、それぞれおおむね二人以上の要員を置かなければならない。

- 一 火災の初期の段階における消火活動に関する業務
- 二 情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務
- 三 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- 四 在館者の救出及び救護に関する業務

（自衛消防組織の業務に関する講習に係る登録講習機関）

第四条の二の十二 令第四条の二の八第三項第一号の規定による総務大臣の登録は、同号の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定

は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第一号イ中「令第四条の二の二第一項第一号」とあるのは「令第四条の二の四」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「火災予防に関する業務について二年以上の実務経験及び防災管理」と、同項第三号ロ及び同条第十六項第四号中「別様式第一号」とあるのは「別様式第一号の二の二の三の二」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「第四条の二の十四に定める講習に係る基準」と読み替えるものとする。

（統括管理者の資格を有する者）

第四条の二の十三 令第四条の二の八第三項第二号に掲げる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 市町村の消防職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 二 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

（自衛消防組織の業務に関する講習）

第四条の二の十四 令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習は、初めて受ける者に対して行う講習（以下この条において「自衛消防業務新規講習」という。）及び自衛消防業務

新規講習後に講習修了者に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習（以下この条において「自衛消防業務再講習」という。）とする。

2 自衛消防業務新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十二時間とする。

一 防火管理及び防災管理に関する一般知識に関すること。

二 自衛消防組織並びにその統括管理者及び要員の役割と責任に関すること。

三 防災設備等に関する知識とその取扱い訓練に関すること。

四 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

3 自衛消防業務再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね六時間とする。

一 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要に関すること。

二 災害事例の研究に関すること。

三 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

4 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第四条の二の八第三項第一号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、自衛消防業務新規講習又は自衛消防業務再講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号の二の二の三の二による修了証を交付するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、自衛消防組織の業務に関する講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

(自衛消防組織設置の届出)

第四条の二の十五 法第八条の二の五第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 自衛消防組織設置防火対象物の管理について権原を有する者（令第四条の二の四第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理について権原を有する者）の氏名及び住所

二 自衛消防組織設置防火対象物の所在地、名称、用途、延べ面積（令第四条の二の四第二号に掲げる防火対象物にあつては、延べ面積及び自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計

）及び階数（地階を除く。）

三 その管理について権原が分かれている自衛消防組織設置防火対象物にあつては、当該自衛消防組織設置防火対象物の当該権原の範囲

四 自衛消防組織の内部組織の編成及び自衛消防要員の配置

五 統括管理者の氏名及び住所

六 自衛消防組織に備え付けられている資機材

2 法第八条の二の五第二項の規定による自衛消防組織の設置の届出は、別記様式第一号の二の二の三の三による届出書によつてしなければならない。

3 前項の届出書には、統括管理者の資格を証する書面を添えなければならない。

第六条第一項中「第五条第二号」を「第五条第二項第二号」に、「第五条第一号」を「第五条第二項第一号」に改める。

第十二条第一項第八号中「総合操作盤」を「総合操作盤（消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。以下同じ。）」に、「の防災センター」を「の防災セン

ター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）」に改める。

第七章中第五十二条の前に次の十七条を加える。

（総務省令で定める原因）

第五十一条の三 令第四十五条第二号の総務省令で定める原因は、毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故とする。

（防災管理に関する講習に係る登録講習機関）

第五十一条の四 令第四十七条第一項第一号の規定による総務大臣の登録は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は、前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第一号イ中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者」とあるのは「令第四十六条に規定する建築物その他の工作物の防災管理者」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「火災予防に関する業務について二年以上の実務経験及び防災管理」と、同項第三号ロ及び同条第十六項第四号中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第十三号」と、同条第十項中「第二条の三」とあるのは「第五十一条の七」と読み替えるものとする。

(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第五十一条の五 令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 労働安全衛生法第十一条第一項に規定する安全管理者として選任された者
- 二 法第十三条第一項の規定により危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

三 鉱山保安法第二十二條第三項の規定により保安管理者として選任された者（同項後段の場合にあつては、同條第一項の規定により保安統括者として選任された者）

四 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあつた者

五 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者

六 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防災管理の実務経験を有するもの

七 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者

八 前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

（防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防災管理者の資格）

第五十一條の六 令第四十七條第一項の總務省令で定める防災管理対象物は、第二條の二第一項各号に掲げる防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防災管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認めるものとする。

2 第二条の二第二項の規定は、令第四十七条第一項の総務省令で定める要件について準用する。この場合において、第二条の二第二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と読み替えるものとする。

（防災管理に関する講習）

第五十一条の七 令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に関する講習は、初めて受ける者に対して行う講習（以下この条において「防災管理新規講習」という。）及び防災管理新規講習後に防災管理者に對して消防庁長官が定めるところにより行う講習（以下この条及び第五十一条の十二において「防災管理再講習」という。）とする。

2 防災管理新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね五時間とする。

一 防災管理の重要性に関すること。

二 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。

三 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練に関すること。

- 四 防災管理上必要な教育に関すること。
- 五 消防計画の作成に関すること。
- 六 防災管理者の責務に関すること。
- 七 共同防災管理に関すること。
- 3 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、おおむね十四時間とする。
- 4 防災管理再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね三時間とする。
 - 一 防災管理上留意すべきこと。
 - 二 おおむね過去五年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること。
 - 三 災害事例等の研究に関すること。
- 5 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、おおむね四時間とする。

6 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第四十七条第一項第一号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した者に対して、別記様式第十三号による修了証を交付するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、防災管理に関する講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第二項の規定により、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第十四号の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ 自衛消防の組織に関すること。

- ロ 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- ハ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ニ 防災管理上必要な教育に関すること。
- ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること。
- ヘ 防災管理についての関係機関との連絡に関すること。
- ト ホに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること。
- チ イからトまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項
- 二 令第四十五条第一号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
 - イ 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関すること。
 - ロ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査に関すること。

ハ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関すること。

ニ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること。

ホ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関すること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

三 令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

イ 令第四十五条第二号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること。

ロ イに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「勤務している者に限る。第二

十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九条第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。

」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設

備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と

、同条第三項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る

」と、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項第一号」とあるのは「令第四十六条」と、

「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3 防災管理者は、令第四十八条第二項の避難訓練を年一回以上実施しなければならない。

4 第三条第十一項の規定は、防災管理者が前項の避難訓練を実施する場合に準用する。

（防災管理者の選任又は解任の届出）

第五十一条の九 第四条の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災

管理者の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第四条第一項中「別記様式第一号の

二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

（消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項）

第五十一条の十 防災管理者は、令第四十九条の規定により読み替えて準用する令第四条の二の六の規定により、自衛消防組織の業務に関し、おおむね次の各号に掲げる事項について、防災管理に係る消防計画に定めなければならない。

一 関係機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。

二 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。

三 その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

2 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分について権原を有する者に限る。）が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、当該防火対象物に係る防災管理者は、前項に掲げる事項に加えて、おおむね次の各号に掲げる事項について、防災管理に係る消防計画に定めなければならない。

一 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。

二 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。

三 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。

四 その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

(共同防災管理の協議をすべき事項)

第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、同項第五号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防災管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第

七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」と読み替えるものとする。

(防災管理点検及び報告)

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 第五十一条の七第六項の防災管理再講習の修了証の写し

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

三 次項において準用する第四条の二の四第三項の報告書の写し

四 第五十一条の十六第二項において準用する第四条の二の八第二項の申請書の写し

五 第五十一条の十六第二項において準用する第四条の二の八第五項又は第六項の通知

六 防災管理に係る消防計画に基づき実施される次のイからチまでに掲げる状況を記載した書類

イ 避難施設の維持管理の状況

ロ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況

ハ 防災管理上必要な教育の状況

ニ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況

ホ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査の状況

ヘ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況

ト 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、

転倒及び移動の防止のための措置の実施の状況

チ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する令第四十六条に規定

する建築物その他の工作物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三

号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者

が管理するものを除く。）に限る。）

七 前各号に掲げるもののほか、防災管理上必要な書類

2 第四条の二の四第一項及び第三項の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第

一項の規定による点検について準用する。

3 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項に規定する防災管理点検資格者（以下「防災管理点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項第六号において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

一 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項に規定する防災管理者で、三年以上その実務の経験を有する者

二 令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に関する講習の課程を修了した者で、防災管理上必要な業務について五年以上の実務の経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

三 市町村の消防職員で、防災管理に関する業務について一年以上の実務の経験を有する者

四 市町村の消防職員で、五年以上その実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

- 五 市町村の消防団員で、八年以上その実務の経験を有する者
- 六 防火対象物点検資格者で、防火対象物の点検について三年以上の実務の経験を有する者
- 七 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者
- 4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。
 - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 三 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。
 - 四 建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。
 - 五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。
 - 六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

(防災管理点検に関する講習に係る登録講習機関)

第五十一条の十三 前条第三項の規定による総務大臣の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請によ

り行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第一号イ中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者」とあるのは「令第四十六条に規定する建築物その他の工作物の防災管理者」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「防災管理」と、同項第三号ロ中「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状（第五十一条の十二第三項に規定する免状をいう。第十六項において同じ。）の交付及び回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項第八号中「その他講習の業務の実施に関し必要な事項」とあるのは「防災管理点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必要な事項」と、同条第十六項中「講習を行つた日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、同項第四号中「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、同項第五号中「修了証」とあるのは「免状」と読み替えるものとする。

(防災管理点検の点検基準)

第五十一条の十四 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準用する第四条第一項の届出がされていること。

二 令第四条の二の四の防火対象物（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、法第八条の二の五第二項の届出がされていること。

三 防災管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四 令第四十六条に規定する建築物その他の工作物でその管理について権原が分かれているものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

五 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八

条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項」とあるのは「第五十一条の十四」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防火管理協議会」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

(防災管理点検の特例)

第五十一条の十六 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、第五十一条の十四に規定する基準に適合していることとする。

2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第

八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六條第一項において準用する法第八條の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六條第一項において準用する法第八條の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の二」とあるのは「別記様式第十六号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十七号」と読み替えるものとする。

（防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十七 第四条の二の九第一項の規定は法第三十六條第一項において準用する法第八條の二の三第七項の表示について、第四条の二の九第二項の規定は法第三十六條第一項において準用する法第八條の二の三第七項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の九第一項中「別表第一の二」とあるのは「別表第六」と、同条第二項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と読み替えるものとする。

（防火対象物点検及び防災管理点検の表示）

第五十一条の十八 法第三十六条第三項の表示は、同条第一項の建築物その他の工作物のうち法第八条の二の二第一項の防火対象物であるものが次に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 第四条の二の四第一項の規定に従つて点検を行つていないこと。

二 第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項の規定に従つて点検を行つていないこと。

三 第四条の二の六に規定する基準に適合していること。

四 第五十一条の十四に規定する基準に適合していること。

2 法第三十六条第三項の表示は、別表第七に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとする。

3 法第三十六条第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第八条の二の二第一項の規定による点検を行つた日又は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の規定による点検を行つた日のいずれか早い日から起算して一年後の年月日

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名（その管理に

ついで権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名)

三 点検を行つた防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

(防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示)

第五十一条の十九 法第三十六条第四項の表示は、別表第八に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとする。

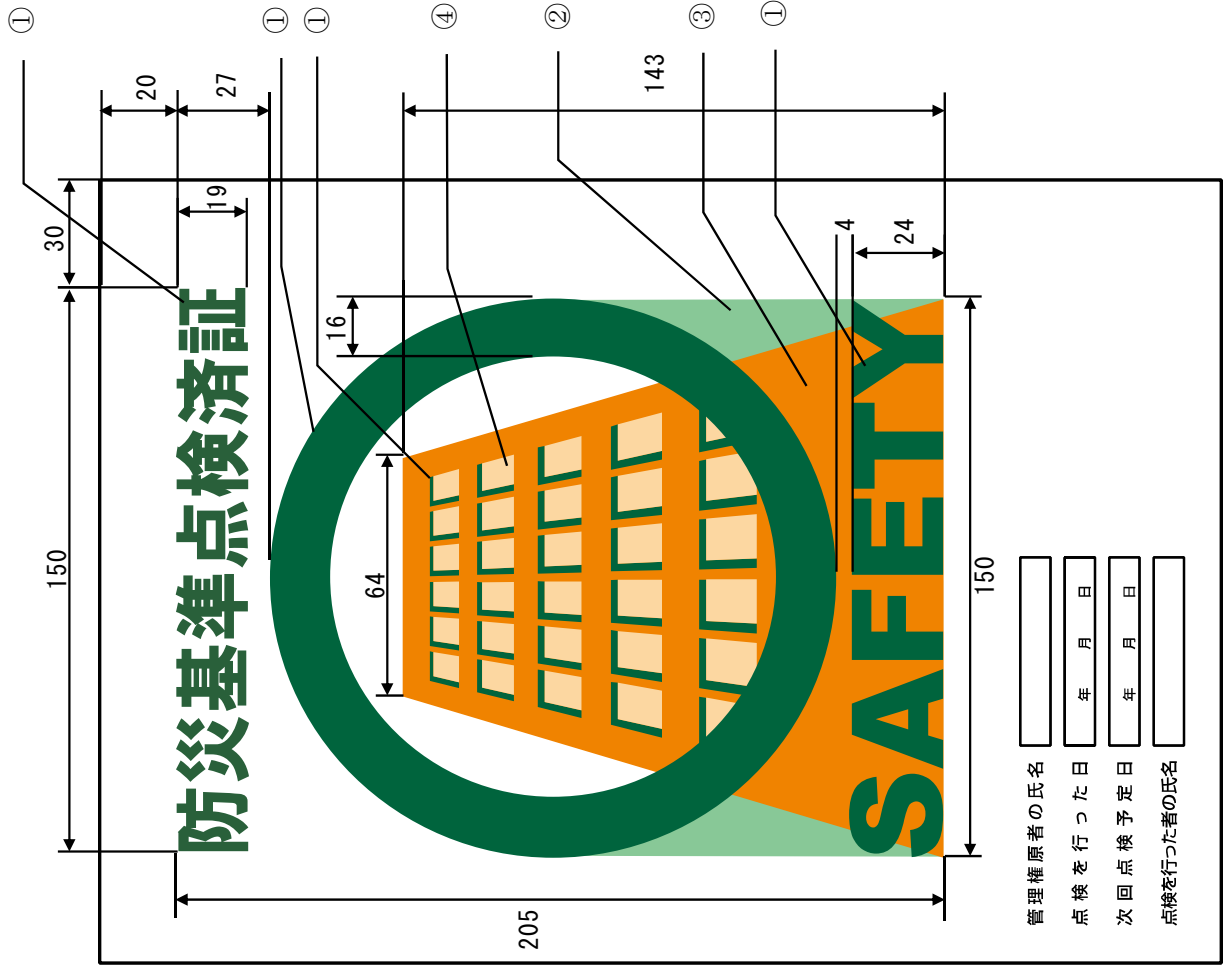
2 法第三十六条第四項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第八条の二の三第四項第一号(括弧書を除く。)の規定により認定の効力が失われる日又は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第四項第一号(括弧書を除く。)の規定により認定の効力が失われる日のいずれか早い日

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名)

三 認定を行つた消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称
別表第四の次に次の四表を加える。

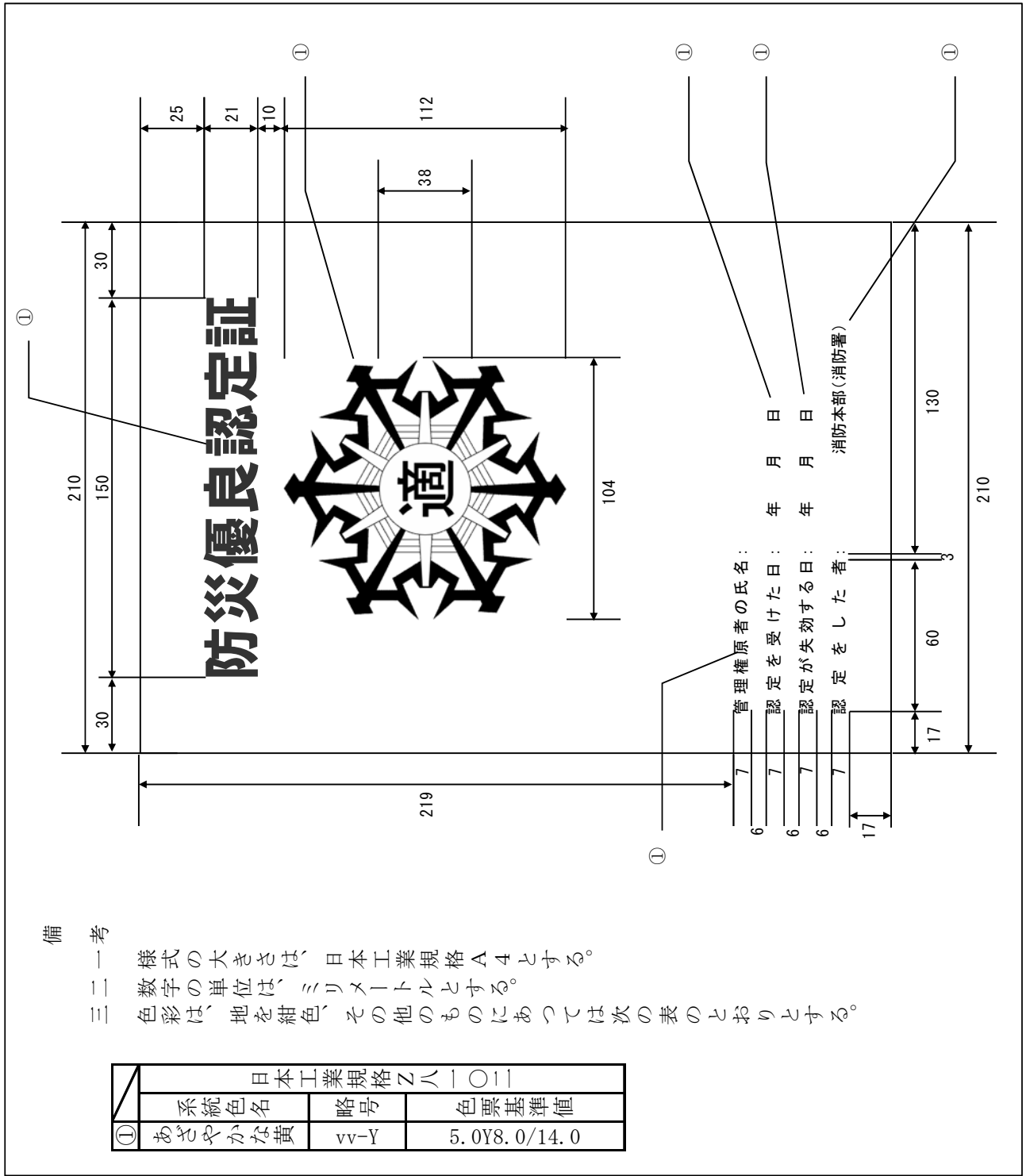
別表第五 (第五十一条の十五関係)



備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 二 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

日本工業規格 Z 八 一 〇 二			
	系統色名	略号	色票基準値
①	あざやかな緑	vv-G	5.0G5.5/10.0
②	明るい緑	lt-G	5.0G7.5/7.5
③	あざやかな黄赤	vv-YR	5.0YR6.0/14.0
④	うすい赤みの黄	pl-rY	10.0YR8.5/5.5



備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 二 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

日本工業規格 Z 八 一 〇 二			
①	系統色名	略号	色票基準値
	あざやかな黄	マ-Y	5.0Y8.0/14.0

別表第七 (第五十一条の十八関係)

The diagram shows a certificate with a total width of 205mm and a total height of 150mm. The top-left section contains the text "防火・防災基準点検済証" (Fire and Disaster Safety Standard Inspection Completed Certificate) in green, with a height of 30mm. Below this is a large green circular logo containing an orange building icon, with a diameter of 64mm. To the right of the logo is the word "SAFETY" in large green letters. The bottom section contains a form with four rows of input fields for names and dates, each with a height of 24mm. Dimensions are indicated by numbered circles ① through ④.

防火・防災基準点検済証

SAFETY

管理権原者の氏名 (防火基準値) 年 月 日

点検を行った日 (防火基準値) 年 月 日

次回点検予定日 (防火基準値) 年 月 日

点検を行った者の氏名 (防火基準値)

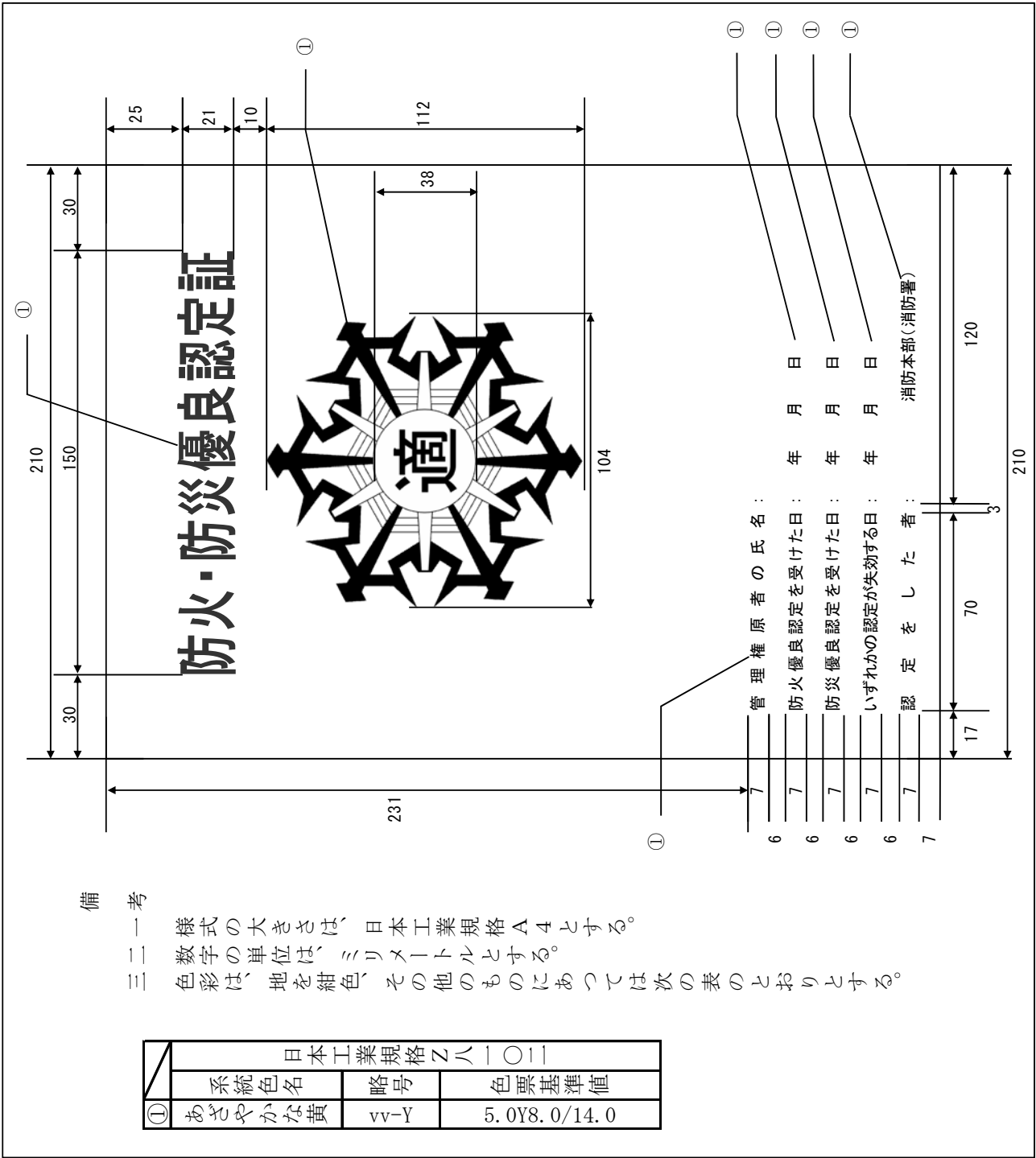
備考

一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

二 数字の単位は、ミリメートルとする。

三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

日本工業規格 Z 8 1 0 1 1			
	系統色名	略号	色票基準値
①	あざやかな緑	vv-G	5.0G5.5/10.0
②	明るい緑	lt-G	5.0G7.5/7.5
③	あざやかな黄赤	vv-YR	5.0YR6.0/14.0
④	うすい赤みの黄	pl-rY	10.0YR8.5/5.5



備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 二 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

日本工業規格 Z 8102			
①	系統色名	略号	色票基準値
	あざやかな黄	vv-Y	5.0Y8.0/14.0

①

管理権原者の氏名：
 _____ 年 月 日
 防火優良認定を受けた日：
 _____ 年 月 日
 防災優良認定を受けた日：
 _____ 年 月 日
 いずれかの認定が失効する日：
 _____ 年 月 日
 認定をした者：
 _____ 消防本部(消防署)

7 17 70 120 210

別記様式第一号の備考を削る。

別記様式第一号の二の二の三の次に次の二様式を加える。

別記様式第1号の2の2の3の2（第4条の2の14関係）

第 号

修 了 証

氏 名
生年月日

あなたは消防法施行令第4条の2の8第3項第1号の規定による自衛消防
業務 講習の課程を修了されました。

よつてこれを証します。

年 月 日

市 町 村 消 防 長 印
(都 道 府 県 知 事 印)
(登 録 講 習 機 関 印)

別記様式第1号の2の2の3の3（第4条の2の15関係）

自衛消防組織設置（変更）届出書

年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 管理権原者 住 所 _____ 氏 名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名） ㊟ </div>	
下記のとおり自衛消防組織を設置（変更）したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 〔 変更の場合は、変更後の名称 〕	
防火対象物の用途 〔 変更の場合は、主要な変更事項 〕	
防火対象物の延べ面積及び階数 〔 変更の場合は、主要な変更事項 〕	
管理について権原が分かれている 場合の当該権原の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	
統括管理者の氏名及び住所	氏 名
	住 所
自衛消防組織に備え付けられて いる資機材	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第十二号の次に次の五様式を加える。

別記様式第 13 号 (第 51 条の 7 関係)

第 号

修 了 証

氏 名

生年月日

あなたは消防法施行令第 47 条第 1 項第 1 号の規定による防災管理 講
習の課程を修了されました。

よつてこれを証します。

年 月 日

市 町 村 消 防 長 印
(都 道 府 県 知 事 印)
(登 録 講 習 機 関 印)

別記様式第 14 号 (第 51 条の 8 関係)

消防計画作成 (変更) 届出書

年 月 日	
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	
防災管理者	
住所 _____	
氏名 _____ ㊟	
管理権原者	
住所 _____	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) _____ ㊟	
別添のとおり消防計画作成 (変更) したので届け出ます。	
防災管理対象物の所在地	
防災管理対象物の名称 〔変更の場合は、 変更後の名称〕	
防災管理対象物の用途 その他必要な事項 〔変更の場合は、 主要な変更事項〕	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 15 号 (第 51 条の 9 関係)

防災管理者選任 (解任) 届出書

		年 月 日					
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿							
届出者							
		住所 _____					
		氏名 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊟					
下記のとおり防災管理者を選任 (解任) したので届け出ます。							
防 災 管 理 対 象 物	所在地						
	名称	電話 ()					
	用途	令別表第 1 () 項	收容人員				
	管理権原	単一権原・複数権原					
	区分	名称	用途	收容人員			
	※消防法施行令第 2 条を適用するもの						
防 災 管 理 者	選 任	氏名・生年月日		年 月 日生			
		住所					
		選任年月日		年 月 日			
		職務上の地位					
		資 格	講習	講習機関	種別	防災管理 (新規講習・再講習)	修了年月日
	その他		令第 47 条第 1 項第 号 ()		規則第 51 条の 5 第 号 ()		
	解 任	氏名・生年月日		年 月 日生			
		住所					
		解任年月日		年 月 日			
		解任理由					
その他必要事項							
※※ 受付 欄		※※ 経過 欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は、消防法施行令第 2 条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第 1 条の 2 の防火対象物ごとに記入すること。
- 3 消防法施行令第 4 7 条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
- 4 ※※印の欄は、記入しないこと。

防災管理点検報告特例認定申請書

年 月 日

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

申請者

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩

電話番号

下記のとおり、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項の規定による認定を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地				
	名 称				
	用 途		令別表第一 () 項		
	収 容 人 員		管理権原	単一権原・複数権原	
	消防法施行令第 2 条を適用するもの	名 称	用 途		
申請者が防災管理対象物の管理を開始した年月日	年 月 日				
前回の特例認定年月日	年 月 日				
その他必要な事項					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

管理権原者変更届出書

年 月 日

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

届出者

住所 _____

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩

下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 5 項の規定に基づき届け出ます。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一 () 項
変 更 前 の 管 理 権 原 者	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		
変 更 後 の 管 理 権 原 者	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		
防 災 管 理 対 象 物 の 特例認定を受けた年月日		年	月 日
変 更 年 月 日		年	月 日
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、消防法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十三号）の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 施行日前にその課程を修了した講習であつて、この省令による改正後の消防法施行規則（次条において「新規則」という。）第五十一条の十二第三項に規定する講習に相当するものとして消防庁長官が定めるものは、同項に規定する講習とみなす。

第三条 新規則第四条の二の十二第一項、第五十一条の四第一項又は第五十一条の十三第一項の登録を受けようとする法人は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

2 総務大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、施行日前においても、新規則第四条の二の十二、第五十一条の四又は第五十一条の十三の規定の例により、登録をすることができる。この場合において

、新規則第四条の二の十二、第五十一条の四又は第五十一条の十三の規定の例により登録を受けたときは、施行日において、新規則第四条の二の十二第二項において読み替えて準用する新規則第一条の四第二項から第五項までの規定、新規則第五十一条の四第二項において読み替えて準用する新規則第一条の四第二項から第五項までの規定又は新規則第五十一条の十三第二項において読み替えて準用する新規則第一条の四第二項から第五項までの規定により、その登録を受けたものとみなす。

3 新規則第四条の二の十二、第五十一条の四又は第五十一条の十三の規定の例により登録を受けた法人は、新規則第四条の二の十四第一項から第三項まで及び第五項、第五十一条の七第一項から第五項まで及び第七項又は第五十一条の十三第二項において読み替えて準用する第一条の四第十項の規定の例により講習を行った場合には、施行日前においても、新規則別記様式第一号の二の二の三の二若しくは別記様式第十号の例による修了証又は第五十一条の十二第三項の規定の例による防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を習得したことを証する書類を交付することができる。この場合において、当該修了証又は書類は、施行日において、新規則別記様式第一号の二の二の三の二若しくは別記様式第十三号による修了証又は第五十一条の十二第三項に規定する免状とみなす。

○ 消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第百五号）新旧対照表
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 措置命令等を発した場合における公示の方法（第一条）</p> <p>第一章の二 防火管理者等（第一条の二―第四条の六）</p> <p>第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二章の二 消防設備士（第三十三条の二―第三十三条の十八）</p> <p>第三章 消防信号（第三十四条）</p> <p>第三章の二 指定消防水利（第三十四条の二）</p> <p>第四章 特殊消防用設備等の性能評価等（第三十四条の二の二―第三十四条の二の三）</p> <p>第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等（第三十四条の三―第四十四条の三）</p> <p>第四章の三 登録検定機関（第四十四条の四―第四十四条の十二）</p> <p>第五章 応急消火義務者等（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準（第五十条―第五十一条の二）</p> <p>第七章 雑則（第五十一の三―第五十二条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 措置命令等を発した場合における公示の方法（第一条）</p> <p>第一章の二 防火管理者等（第一条の二―第四条の六）</p> <p>第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二章の二 消防設備士（第三十三条の二―第三十三条の十八）</p> <p>第三章 消防信号（第三十四条）</p> <p>第三章の二 指定消防水利（第三十四条の二）</p> <p>第四章 特殊消防用設備等の性能評価等（第三十四条の二の二―第三十四条の二の三）</p> <p>第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等（第三十四条の三―第四十四条の三）</p> <p>第四章の三 登録検定機関（第四十四条の四―第四十四条の十二）</p> <p>第五章 応急消火義務者等（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第六章 救急隊の編成の基準（第五十条―第五十一条の二）</p> <p>第七章 雑則（第五十二条）</p> <p>附則</p>

(措置命令等を発した場合における公示の方法)

第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二第四項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

(防火管理に関する講習に係る登録講習機関)

第一条の四 (略)

1～22 (略)

(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第二条 (略)

一・二 (略)

三 鉦山保安法第二十二條第三項の規定により保安管理者として選任された者（同項後段の場合にあつては、同条第一項の規定により保安統括者として選任された者）

四～八 (略)

(措置命令等を発した場合における公示の方法)

第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二第四項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

(登録講習機関)

第一条の四 (略)

1～22 (略)

(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第二条 (略)

一・二 (略)

三 鉦山保安法第二十二條第三項に規定する保安管理者として選任された者

四～八 (略)

第二条の三 (略)

2 甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十二時間とする。

- 一 防火管理の重要性に関すること。
- 二 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。
- 三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 四 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に關すること。
- 五 防火管理上必要な教育に関すること。
- 六 消防計画の作成に関すること。
- 七 防火管理者の責務に関すること。
- 八 共同防火管理に関すること。

3 6 (略)

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて

第二条の三 (略)

2 甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十二時間とする。

- 一 防火管理の重要性に関すること。
- 二 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。
- 三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 四 消火、通報及び避難の訓練に關すること。
- 五 防火上 必要な教育に関すること。
- 六 消防計画の作成に関すること。
- 七 防火管理者の責務に関すること。
- 八 共同防火管理に関すること。

3 6 (略)

(消防計画)

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて

防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イ 自衛消防の組織に関すること。

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。

ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

ト 防火管理上必要な教育に関すること。

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動

消防計画

を作成し、別記様式第一号の二の届出書

によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イ 自衛消防の組織に関すること。

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。

ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

ト 防火上必要な教育に関すること。

チ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動

11| 10|
(略) (略)

、通報連絡及び避難誘導に関すること。
又 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

二 (略)
2 9 (略)

12| 11|
(略) (略)

、通報連絡及び避難誘導に関すること。
又 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

二 (略)
2 9 (略)

10 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター（総合操作盤（消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。）その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。）が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第一号トに掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対するものについては、消防庁長官の定めるところによる。

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること。

二 前号の共同防火管理協議会の代表者(防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第三項第二号、第四条の二の九第二項第二号、第五十一条の十八第三項第二号及び第五十一条の十九第二項第二号において同じ。)の選任に関すること。

三 統括防火管理者(当該防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、当該防火対象物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいう。以下同じ。)の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること。

四 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

五 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に各号に掲げるものとする。

一 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること。

二 前号の共同防火管理協議会の代表者(防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第三項第二号及び第四条の二の九第二項第二号

において同じ。)の選任に関すること。

三 統括防火管理者(当該防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、当該防火対象物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいう。以下同じ。)の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること。

四 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

五 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

六 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

七 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、共同防火管理に関し必要な事項
2～7 (略)

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 (略)

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 第二条の三第五項の甲種防火管理再講習の修了証の写し

一の二 第三条第一項及び第四条第一項並びに法第八条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

二 次項の報告書の写し

三 第四条の二の八第二項の申請書の写し

四 第四条の二の八第五項又は第六項の通知

五 第三十一条の三第一項の届出に係る書類の写し

六 第三十一条の三第四項の検査済証

七 第三十一条の六第三項の報告書の写し

六 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

七 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、共同防火管理に関し必要な事項
2～7 (略)

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 (略)

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 第二条の三第五項の甲種防火管理再講習の修了証の写し

一の二 第三条第一項、第四条第一項及び法第八条の二第二項の届出に係る書類の写し

二 次項の報告書の写し

三 第四条の二の八第二項の申請書の写し

四 第四条の二の八第五項又は第六項の通知

五 第三十一条の三第一項の届出に係る書類の写し

六 第三十一条の三第四項の検査済証

七 第三十一条の六第三項の報告書の写し

<p>八 防火管理に係る消防計画に基づき実施される次のイからま でに掲げる状況を記載した書類</p> <p>イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況</p> <p>ロ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の状況</p> <p>ハ 避難施設の維持管理の状況</p> <p>ニ 防火上の構造の維持管理の状況</p> <p>ホ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況</p> <p>ヘ 防火管理上必要な教育の状況</p> <p>ト 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の 状況</p> <p>チ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象 物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の 使用又は取扱いの監督の状況</p> <p>リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（ 強化地域に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防 火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第 一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定す る施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する 者が管理するものを除く。）に限る。）</p> <p>九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一 覧表</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類</p>
--

<p>八 消防計画 に基づき実施される次のイからしま でに掲げる状況を記載した書類</p> <p>イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況</p> <p>ロ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の状況</p> <p>ハ 避難施設の維持管理の状況</p> <p>ニ 防火上の構造の維持管理の状況</p> <p>ホ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況</p> <p>ヘ 防火上 必要な教育の状況</p> <p>ト 消火、通報及び避難の訓練 の 状況</p> <p>チ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象 物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の 使用又は取扱いの監督の状況</p> <p>リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（ 強化地域に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防 火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第 一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定す る施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する 者が管理するものを除く。）に限る。）</p> <p>九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一 覧表</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類</p>
--

3 (略)

4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(

以下「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。

一〇十三 (略)

5 (略)

(防火対象物の点検に関する講習に係る登録講習機関)

第四条の二の五 (略)

2 (略)

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 令第四条の二の四に規定する防火対象物にあつては、法

3 (略)

4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(次

条第二項において「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。

一〇十三 (略)

5 (略)

(登録講習機関)

第四条の二の五 (略)

2 (略)

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

第八条の二の五第二項の届出がされていること。

二 防火管理に係る 消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

三〇五 (略)

六 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十第一項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第九条の三第一項ただし書に規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

七〇九 (略)

2 (略)

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 第四条の二の四第一項の規定に従って点検を行っていること。

二 前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあっては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準に適合していること。）に適合していること。

二 法第八条第一項に規定する消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

三〇五 (略)

六 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十第一項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第九条の二第一項ただし書に規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

七〇九 (略)

2 (略)

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 第四条の二の四第一項の規定に従って点検を行っていること。

二 前条第一項に規定する基準

に適合していること。

2・3 (略)

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。

二 四 (略)

2 7 (略)

第四条の二の九 (略)

2 (略)

(消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項)

第四条の二の十 令第四条の二の四の防火対象物に係る防火管理者は、令第四条の二の六の規定により、自衛消防組織の業務に関し、おおむね次の各号に掲げる事項について、防火管理に係る消防計画に定めなければならない。

一 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。

2・3 (略)

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。

二 四 (略)

2 7 (略)

第四条の二の九 (略)

2 (略)

- 二 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。
- 三 その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- 2 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物（同条第一号に規定する自衛消防組織設置防火対象物をいう。以下同じ。）の用途に供される部分について権原を有する者に限る。）が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、当該防火対象物に係る防火管理者は、前項に掲げる事項に加えて、おおむね次の各号に掲げる事項について、防火管理に係る消防計画に定めなければならない。
 - 一 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。
 - 二 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。
 - 三 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。
 - 四 その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項
- 3 自衛消防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。
- 4 第一項第二号に掲げる自衛消防組織の要員に対する教育に関する事項のうち、統括管理者の直近下位の内部組織で次条各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者に対するものについては、

消防庁長官の定めるところによる。

(自衛消防組織の要員の員数等)

第四条の二の十一 自衛消防組織には、次の各号に定める業務について、それぞれおおむね二人以上の要員を置かなければならない。

- 一 火災の初期の段階における消火活動に関する業務
- 二 情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務
- 三 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- 四 在館者の救出及び救護に関する業務

(自衛消防組織の業務に関する講習に係る登録講習機関)

第四条の二の十二 令第四条の二の八第三項第一号の規定による総務大臣の登録は、同号の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第一号イ中「令第四条の二の二第一項第一号」とあるのは「令第四条の二の四」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「火災予防に関する業務について二年以上の実務経験及び防災管理」と、同項第三号ロ

及び同条第十六項第四号中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第一号の二の二の三の二」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「第四条の二の十四に定める講習に係る基準」と読み替えるものとする。

(統括管理者の資格を有する者)

第四条の二の十三 令第四条の二の八第三項第二号に掲げる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 市町村の消防職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 二 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

(自衛消防組織の業務に関する講習)

第四条の二の十四 令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習は、初めて受ける者に対して行う講習(以下この条において「自衛消防業務新規講習」という。)及び自衛消防業務新規講習後に講習修了者に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習(以下この条において「自衛消防業務再講習」という。)とする。

2 自衛消防業務新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能

の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十二時間とする。

一 防火管理及び防災管理に関する一般知識に関すること。

二 自衛消防組織並びにその統括管理者及び要員の役割と責任に関すること。

三 防災設備等に関する知識とその取扱い訓練に関すること。

四 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

3 自衛消防業務再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね六時間とする。

一 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要に関すること。

二 災害事例の研究に関すること。

三 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

4 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第四条の二の八第三項第一号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、自衛消防業務新規講習又は自衛消防業務再講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号の二の二の三の二による修了証を交付するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、自衛消防組織の業務に関する講習

の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

(自衛消防組織設置の届出)

第四条の二の十五 法第八条の二の五第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 自衛消防組織設置防火対象物の管理について権原を有する者
(令第四条の二の四第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理について権原を有する者)の氏名及び住所

二 自衛消防組織設置防火対象物の所在地、名称、用途、延べ面積(令第四条の二の四第二号に掲げる防火対象物にあつては、延べ面積及び自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)及び階数(地階を除く。)

三 その管理について権原が分かれている自衛消防組織設置防火対象物にあつては、当該自衛消防組織設置防火対象物の当該権原の範囲

四 自衛消防組織の内部組織の編成及び自衛消防要員の配置

五 統括管理者の氏名及び住所

六 自衛消防組織に備え付けられている資機材

2 法第八条の二の五第二項の規定による自衛消防組織の設置の届出は、別記様式第一号の二の三の三による届出書によつてしななければならない。

3 前項の届出書には、統括管理者の資格を証する書面を添えなければならぬ。

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第二項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八リットル以上のもの一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八リットル以上のもの一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算

定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。)の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数(第五条第二項第一号に掲げる舟にあつては、一)以上の数値となるように設けなければならない。

257 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 屋内消火栓設備(令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一5七 (略)

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイからハまでに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤(消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。以下同じ。)を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター(総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。)、中央管理室(建

定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。)の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数(第五条第一号 に掲げる舟にあつては、一)以上の数値となるように設けなければならない。

257 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 屋内消火栓設備(令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一5七 (略)

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイからハまでに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤

を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター

、中央管理室(建

築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

イ〜ハ（略）

九（略）

2（略）

第七章 雑則

（総務省令で定める原因）

第五十一条の三 令第四十五条第二号の総務省令で定める原因は、毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故とする。

（防災管理に関する講習に係る登録講習機関）

築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

イ〜ハ（略）

九（略）

2（略）

第七章 雑則

第五十一条の四 令第四十七条第一項第一号の規定による総務大臣の登録は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は、前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第一号イ中「令第四条の二の二第二項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者」とあるのは「令第四十六条に規定する建築物その他の工作物の防火管理者」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「火災予防に関する業務について二年以上の実務経験及び防火管理」と、同項第三号ロ及び同条第十六項第四号中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第十三号」と、同条第十項中「第二条の三」とあるのは「第五十一条の七」と読み替えるものとする。

(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第五十一条の五 令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 労働安全衛生法第十一条第一項に規定する安全管理者として選任された者

二 法第十三条第一項の規定により危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

三 鉱山保安法第二十二條第三項の規定により保安管理者として

選任された者（同項後段の場合にあつては、同条第一項の規定により保安統括者として選任された者）

四 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあつた者

五 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者

六 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防災管理の実務経験を有するもの

七 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者

八 前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

（防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防災管理者の資格）

第五十一条の六 令第四十七条第一項の総務省令で定める防災管理対象物は、第二条の二第一項各号に掲げる防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防災管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認めるものとする。

2 第二条の二第二項の規定は、令第四十七条第一項の総務省令で定める要件について準用する。この場合において、第二条の二第

二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と読み替えるものとする。

(防災管理に関する講習)

第五十一条の七 令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に関する講習は、初めて受ける者に対して行う講習（以下この条において「防災管理新規講習」という。）及び防災管理新規講習後に防災管理者に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習（以下この条及び第五十一条の十二において「防災管理再講習」という。）とする。

2 防災管理新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね五時間とする。

- 一 防災管理の重要性に関すること。
- 二 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 三 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練に関すること。
- 四 防災管理上必要な教育に関すること。
- 五 消防計画の作成に関すること。
- 六 防災管理者の責務に関すること。
- 七 共同防災管理に関すること。

3 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管

理新規講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、おおむね十四時間とする。

4 防災管理再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね三時間とする。

一 防災管理上留意すべきこと。

二 おおむね過去五年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること。

三 災害事例等の研究に関すること。

5 第二条の三第一項に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、おおむね四時間とする。

6 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第四十七条第一項第一号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した者に対して、別記様式第十三号による修了証を交付するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、防災管理に関する講習の実施に關し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第二項の規定により

、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第十四号の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。防災管理に係る消防計画を変更するときは、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ 自衛消防の組織に関すること。

ロ 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

ハ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

ニ 防災管理に必要な教育に関すること。

ホ 避難の訓練その他防災管理に必要な訓練の実施に関すること。

ヘ 防災管理についての関係機関との連絡に関すること。

ト ホに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に必要な事項

二 令第四十五条第一号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げ

る事項

イ 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関すること。

ロ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査に関すること。

ハ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関すること。

ニ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること。

ホ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関すること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

三 令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

イ 令第四十五条第二号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること。

ロ イに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「勤務している者に限る。第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九条第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る」と、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項第一号」とあるのは「令第四十六条」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3 防災管理者は、令第四十八条第二項の避難訓練を年一回以上実施しなければならない。

4 第三条第十一項の規定は、防災管理者が前項の避難訓練を実施する場合に準用する。

（防災管理者の選任又は解任の届出）

第五十一条の九 第四条の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第四条第一項中「別

記様式第一号の二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

(消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項)

第五十一条の十 防災管理者は、令第四十九条の規定により読み替えて準用する令第四条の二の六の規定により、自衛消防組織の業務に関し、おおむね次の各号に掲げる事項について、防災管理に係る消防計画に定めなければならない。

一 関係機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること。

二 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること。

三 その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

2 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者(同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分について権原を有する者に限る。)が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、当該防火対象物に係る防災管理者は、前項に掲げる事項に加えて、おおむね次の各号に掲げる事項について、防災管理に係る消防計画に定めなければならない。

一 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関すること。

- 二 自衛消防組織の統括管理者の選任に関すること。
- 三 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関すること。
- 四 その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

(共同防災管理の協議をすべき事項)

第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、同項第五号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防災管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」と読み替えるものとする。

(防災管理点検及び報告)

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 第五十一条の七第六項の防災管理再講習の修了証の写し

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第

四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八条の

二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

三 次項において準用する第四条の二の四第三項の報告書の写し

四 第五十一条の十六第二項において準用する第四条の二の八第

二項の申請書の写し

五 第五十一条の十六第二項において準用する第四条の二の八第

五項又は第六項の通知

六 防災管理に係る消防計画に基づき実施される次のイからチまでに掲げる状況を記載した書類

イ 避難施設の維持管理の状況

ロ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況

ハ 防災管理上必要な教育の状況

ニ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況

ホ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査の状況

ヘ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況

ト 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置の実施の状況

チ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する令第四十六条に規定する建築物その他の工作物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）に限る。）

七 前各号に掲げるもののほか、防災管理上必要な書類

2 第四条の二の四第一項及び第三項の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の規定による点検について準用する。

3 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項に規定する防災管理点検資格者（以下「防災管理点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この

条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項第六号において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

一 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項に規定する防災管理者で、三年以上その実務の経験を有する者

二 令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に關する講習の課程を修了した者で、防災管理上必要な業務について五年以上の実務の経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

三 市町村の消防職員で、防災管理に關する業務について一年以上の実務の経験を有する者

四 市町村の消防職員で、五年以上その実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

五 市町村の消防団員で、八年以上その実務の経験を有する者

六 防火対象物点検資格者で、防火対象物の点検について三年以上の実務の経験を有する者

七 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

四 建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。

五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

(防災管理点検に関する講習に係る登録講習機関)

第五十一条の十三 前条第三項の規定による総務大臣の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項の登録を受けた法人について準用する。この場合において、同条第三項第一号イ中「令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者」とあるのは「令第四十六条に規定する建築物その他の工作物の防災管理者」と、同号ロ中「火災予防」とあるのは「防災管理」と、同項第三号ロ中「別記様式第一号による修了証の交付の方法」とあるのは「免状(第五十一条の十二第三項に規定する免状をいう。第十六項において同じ。）」の交付及び回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは

「消防庁長官が定める講習に係る基準」と、同条第十二項第八号中「その他講習の業務の実施に関し必要な事項」とあるのは「防災管理点検資格者がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必要な事項」と、同条第十六項中「講習を行った日からこれを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを六年間」と、同項第四号中「別記様式第一号による修了証」とあるのは「免状」と、同項第五号中「修了証」とあるのは「免状」と読み替えるものとする。

(防災管理点検の点検基準)

第五十一条の十四 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準用する第四条第一項の届出がされていること。

二 令第四条の二の四の防火対象物（同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、法第八条の二の五第二項の届出がされていること。

三 防災管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四 令第四十六条に規定する建築物その他の工作物でその管理に
ついて権原が分かれているものにあつては、消防庁長官が定め
る事項が適切に行われていること。
五 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸に
ついて、適切に管理されていること。

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第
三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示
について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項に
おいて準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項
について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第
一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二
第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号
中「前条第一項」とあるのは「第五十一条の十四」と、同条第二
項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号
中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と
、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理
点検資格者」と読み替えるものとする。

(防災管理点検の特例)

第五十一条の十六 法第三十六条第一項において準用する法第八条

の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、第五十一条の十四に規定する基準に適合していることとする。

2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の二」とあるのは「別記様式第十六号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十七号」と読み替えるものとする。

（防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十七 第四条の二の九第一項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の表示について、第四条の二の九第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項について準

用する。この場合において、第四条の二の九第一項中「別表第一の二」とあるのは「別表第六」と、同条第二項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と読み替えるものとする。

(防火対象物点検及び防災管理点検の表示)

第五十一条の十八 法第三十六条第三項の表示は、同条第一項の建築物その他の工作物のうち法第八条の二の二第一項の防火対象物であるものが次に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 第四条の二の四第一項の規定に従つて点検を行つていないこと。

二 第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項の規定に従つて点検を行つていないこと。

三 第四条の二の六に規定する基準に適合していること。

四 第五十一条の十四に規定する基準に適合していること。

2 法第三十六条第三項の表示は、別表第七に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所^一に付するものとする。

3 法第三十六条第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第八条の二の二第一項の規定による点検を行つた日又は法

第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の規定による点検を行つた日のいずれか早い日から起算して一年後の年月日

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名（その管理について権原が分かれてゐる建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名）

三 点検を行つた防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

（防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十九 法第三十六条第四項の表示は、別表第八に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所

2 法第三十六条第四項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第八条の二の三第四項第一号（括弧書を除く。）の規定により認定の効力が失われる日又は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第四項第一号（括弧書を除く。）の規定により認定の効力が失われる日のいずれか早い日

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名（その管理について権原が分かれて
いる建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工
作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の
代表者の氏名）

三 認定を行つた消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防
署の名称

第五十二条（略）

別表第四（第四十四条関係）

（略）

別表第五（第五十一条の十五関係）

（略）

別表第六（第五十一条の十七関係）

（略）

別表第七（第五十一条の十八関係）

（略）

第五十二条（略）

別表第四（第四十四条関係）

（略）

別表第八（第五十一条の十九関係）

（略）

別記様式第 1 号（第 2 条の 3 関係）

（略）

別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3（第 31 条の 3 関係）

（略）

別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 2（第 4 条の 2 の 14 関係）

（略）

別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 3（第 4 条の 2 の 15 関係）

（略）

別記様式第 12 号（第 44 条の 3 関係）

（略）

別記様式第 13 号（第 51 条の 7 関係）

（略）

別記様式第 14 号（第 51 条の 8 関係）

別記様式第 1 号（第 2 条の 3 関係）

（略）

別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3（第 31 条の 3 関係）

（略）

別記様式第 12 号（第 44 条の 3 関係）

（略）

(略)

別記様式第15号 (第51条の9 関係)

(略)

別記様式第16号 (第51条の16 関係)

(略)

別記様式第17号 (第51条の17 関係)

(略)